

大学教務実践研究会（2024）  
課題検討フォーラム 分科会3C

# 大学院教務の現在地

事前課題があります／次ページ参照

2024.12.14  
東京都立大学／  
一般社団法人公立大学協会  
宮林 常崇  
大学 miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp  
個人 miyabayashi.tsune.2@gmail.com

本資料の内容は個人の見解であり所属機関の見解ではありません

# 事前課題のお願い

- ◆別紙（エクセルデータ）の「大学院教務の現在地 事前課題」へのご対応をお願いいたします。
- ◆実施方法はシートの中に記載してあります。
- ◆当日はA3サイズにして 3部 ご持参ください。  
（大学名・氏名は記載不要）

# 担当者紹介 宮林 常崇

みやばやし つねたか

◇ 東京都公立大学法人 東京都立大学管理部理系管理課長・（兼務）学務課長

◇ 一般社団法人公立大学協会事務局参与

◆ これまでの担当部門

- ・ 東京都立大学（旧 首都大学東京）  
計画・評価、教育支援、文科省出向、共通教育、全学教務、  
国際化推進、副専攻、部局・キャンパス管理事務、  
研究推進、広報、IR、設置認可、校名変更、全学企画・調整
- ・ 東京都立産業技術大学院大学  
大学事務局の総括

◆ 現在の主な学外委員等

- ・ 文部科学省  
大学におけるハラスメント防止等の推進  
に向けた普及啓発に関する調査研究（R6）有識者会議委員
- ・ 愛媛大学  
教育企画室プロジェクトフェロー
- ・ 名古屋大学  
高等教育研究センター教務系SD研究会／大学教務実践研究会事務局長  
マネジメント人材育成研究会  
・ 公立大学SDフォーラム 代表

◆ 主な編著書

- ・ 大学SD講座1・2・3・5（玉川大学出版部）
- ・ 大学の教務Q&A第2版（玉川大学出版部）
- ・ 公立大学職員基礎知識ガイドブック（公立大学協会）

大学SD講座5  
「大学教育の国際化」  
12月発刊予定



# 企画の背景・目的・構成

令和5年10月に設置された中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会をはじめ、様々な場で、研究力向上や国際化、リスキルといった視点から大学院教育の充実についての議論がなされています。こうしたなか、各大学の現場で大学院教育を支える事務職員のSDが早晚大きな課題となることが予想されます。

一方、大学院教育を支える教務は、どの大学も学部教育に比べて担当者が少なく、情報交換や能力開発の機会も多くありません。また、大学院生としての経験がない事務職員にとって、教員と共通認識をもつのに時間を要する業務であるという側面も、大学院教務の課題の1つと言えます。

こうした状況をふまえ、本プログラムでは、大学院教務を担う職員の皆さんと、その現在地を確認する作業を行いたいと考えています。具体的には、大学院教務が担う主な業務とその課題について講師による論点整理を行ったのち、参加者それぞれが大学院教務における実務上の課題を持ち寄り、グループに分かれて議論することで、それぞれの現場が抱える課題に取り組むための手がかりとします。

## 【研修会の構成】

- ・ 論点整理（15分程度） 東京都立大学 宮林
- ・ 話題提供（30分程度） 茨城大学 大津先生
- ・ グループ討議（30分程度）
- ・ 質疑応答／全体討議（15分程度）

皆さんと  
大学院教務の  
SDを切り拓きたい  
と思います

# 論点整理 学部と大学院の様々な接続のカタチ

## 論点① 入学前単位認定

学部時代に大学院科目を履修させ、大学院進学後に認定する、といった、先取り履修をしていますか？この場合の条件はありますか？

### ◆大学と大学院の関係

#### 【学校教育法】

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする

第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。

第百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

### ◆学部4年＋大学院修士1年の5年一貫コース（大学の教務Q&A第二版 Q3）

- ・ 内部進学希望者を対象
- ・ 特に優秀な成績の学生に対し、4年次から大学院授業科目の履修を許可
- ・ 大学院入学後、修了に必要な単位として認定

### ◆大学院在学中に学部授業科目の履修を許可するケース

例 教員免許 や 学部と違う分野の大学院へ進学した場合

⇒修得した単位は何に使う？

参考文献 中井俊樹、宮林常崇(2023)『大学の教務Q&A第二版』玉川大学出版部

# 1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化について

修士課程・博士課程 修了要件：30単位

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学院に留学、外国の大学院の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用</li> </ul>	<b>10単位を超えない</b>
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> </ul>	当該大学院で修得した単位以外は <b>10単位を超えない</b>



単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学院に留学、外国の大学院の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用</li> </ul>	<b>15単位を超えない</b>	<b>合わせて20単位を超えない</b>
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> </ul>	当該大学院で修得した単位以外は <b>15単位を超えない</b>	

<参考>

学部

卒業要件：124単位

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学等において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学等に留学、外国の大学等の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設等についても準用</li> <li>短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修等</li> </ul>	<b>合わせて60単位を超えない</b> ※当該大学で修得した単位を除く
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学等において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> <li>入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修等</li> </ul>	

専門職大学院

修了要件：30単位以上 【法科】93単位以上 【教職】45単位以上

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学に留学、外国の大学の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用</li> </ul>	<b>合わせて、修了要件として定める30単位以上の単位数の1/2を超えない</b> ※当該大学院で修得した単位を除く
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> </ul>	<p>【法科】 <b>合わせて30単位を超えない</b> ※当該大学院で修得した単位を除く ※修了要件が93単位を超える場合は、その分超えられる</p> <p>【教職】 <b>合わせて、修了要件として定める45単位以上の単位数の1/2を超えない</b> ※当該大学院で修得した単位を除く</p>

## 2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について①

### 【修士課程（博士前期課程含む）】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。ただし、1年以上在学するものとするため、早期修了や標準修業年限が1年以上2年未満の場合は適用できない場合がある。

修士課程	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	2	2	16条	—
早期修了	2	1	16条ただし書	修士課程において優秀な業績を上げた者
1年コース ※修士課程のみ。標準修業年限が 1年以上2年未満の例	1	1	16条 3条3項	夜間や土日を利用して短期間で集中的に学びたい社会人
在学期間の短縮	2	1 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は2年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	2	1 ※少なくとも1年以上在学するものとする	【今回新設】 18条1項ただし書	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮&1年コース ※修士課程のみ。標準修業年限が 1年以上2年未満の例	1	1 ※少なくとも1年以上在学するものとする	【今回新設】 18条1項ただし書	科目等履修生制度を利用して単位を修得していて、夜間や土日を利用して短期間で集中的に学びたい社会人

### 【博士課程（5年一貫）】

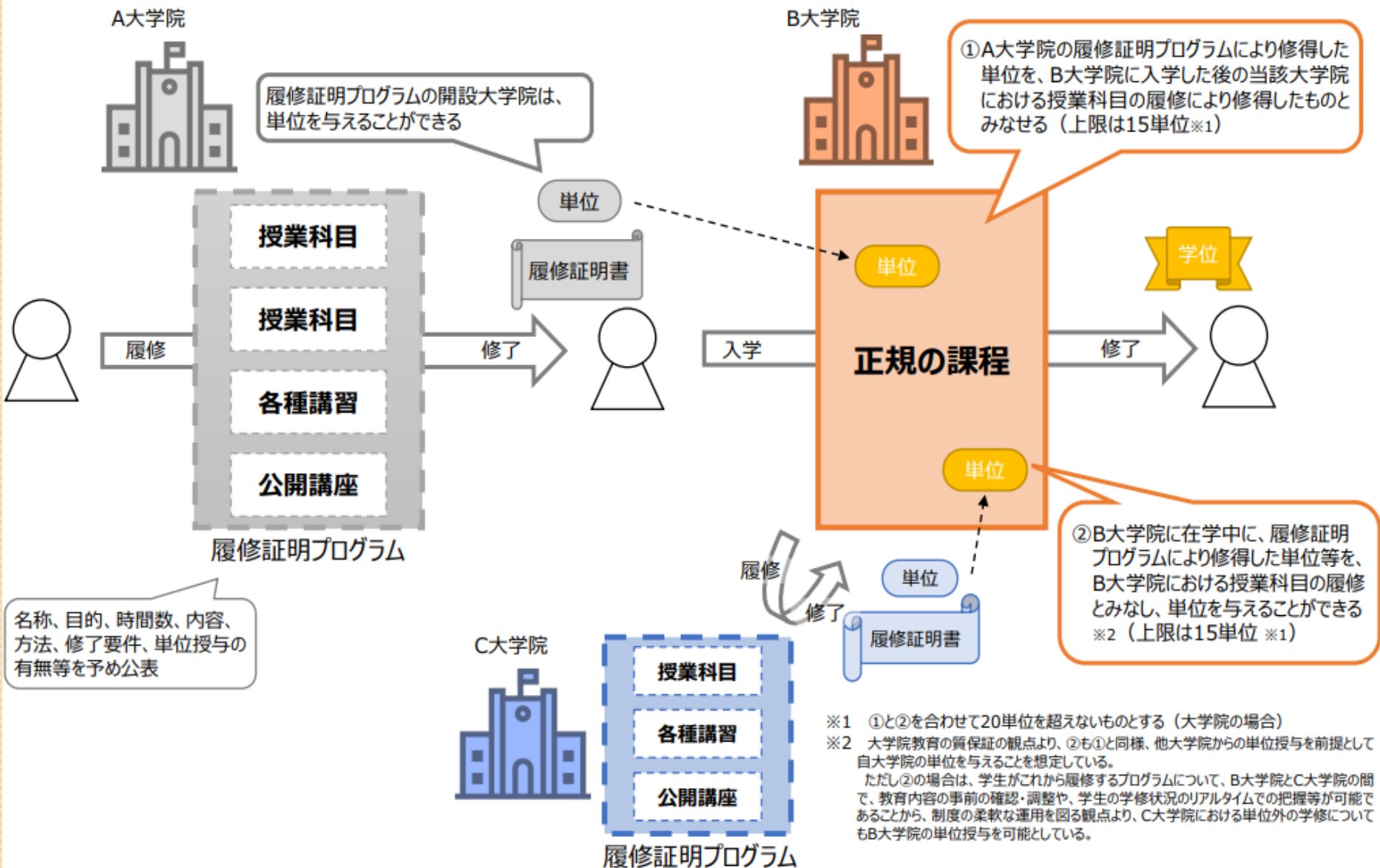
入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。また、優れた業績をあげた場合は、併せて早期修了することも可能。

博士課程 （5年一貫）	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	5	5	17条1項	—
早期修了	5	3	17条1項ただし書	博士課程において優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮	5	4 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は5年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	5	2 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は3年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者

※以下の場合には、適用しない。

- ・第17条第1項及び第2項により、修士課程修了後、博士課程（5年一貫）に入学して、修士課程での在学期間を博士課程での在学期間に含める場合
- ・博士後期課程

# 大学院における履修証明プログラムへの単位授与・認定（イメージ）





# 論点整理 認証評価の指摘事項

## 論点② カリキュラム

- ・ 大学院と学部で同時開講している授業科目はありますか？
- ・ 専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するようなカリキュラムはありますか？
- ・ 研究指導を実質的に単位化していますか？

例 国際政治学特別演習Ⅱ（月曜3・4限） 実際は？

### ◆指摘キーワード「コースワーク」

- ・ 体系的なカリキュラム を組み立てにくい
  - ・ 学部と大学院のレベル差を明確にすることが容易ではない
- } 分野もある

## 論点③ 研究指導／学位授与

- ・ 大学院設置基準に定められている研究指導計画はどのように策定していますか？
- ・ 論文審査基準について、過去に認証評価で指摘されたことはありますか？
- ・ 主査と副査の人数や、副査を選ぶルールは明文化されていますか？
- ・ 単位修得退学後の学位審査の手続きはどのようになっていますか？

### ◆指摘キーワード「より客観的に」

- ・ 明文化することが難しい
  - ・ 組織で統一することが難しい
- } 分野もある

# 論点整理 今後対応が求められること

## 論点④

- ・他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を委託している例はありますか？
- ・入学前に自大学の大学院で修得した単位数によって、在学期間を短縮することはしていますか？
- ・大学院生向けの経済支援などがあれば教えてください。
- ・大学院の学生対応で困った事例があれば教えてください。

### ◆社会人学生を増やすための環境整備

- ・制度改革を活かす
- ・フルタイム学生とは違った「問題行動」の発生

### ◆教育情報の公表項目が増える

- ・来年4月施行

### ◆基幹教員制度は大学院へいつ導入されるのか？

### ◆中央教育審議会の動向（高等教育の在り方に関する特別部会 など）

- ・学部＋修士5年プログラム
- ・経営の文脈としての大学院拡充

**大学院教務の体制強化 が求められる時代へ**

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について (大学院における学位授与の状況に関する情報公表の促進)

## 【改正の趣旨】

- 大学院の課程を修了した者に対する学位授与について、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って厳格な成績評価に基づき課程の修了が認められた場合にのみ行われる前提の下、学位授与の状況に関する情報の公表を促進することを通じ、教育課程の体系的な編成、学生の資質・能力の計画的な育成を進め、**大学院における教育の質の向上**を図るとともに、入学希望者の進路選択に資する情報を公表することで**大学院進学者の増加**を図り、あわせて**大学院教育に対する社会の理解促進**に資することを期する。

## 【改正後の条文】

- 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

改正後	改正前
第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一～十（略） 2（略） 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 二 <b>研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。</b> 二 <u>大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。</u> 4・5（略）	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一～九（同左） 2（同左） 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、 <u>大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準</u> についての情報を公表するものとする。 [号を加える。]  [号を加える。] 4・5（同左）

## 【施行期日】

令和6年9月30日 公布  
令和7年4月1日 施行

（出典）文部科学省WEBサイト

[https://www.mext.go.jp/content/20240930-mxt\\_daigakuc01-000038234\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240930-mxt_daigakuc01-000038234_1.pdf)

## 【公布通知における留意事項】

- 標準修業年限は、修業年限を標準的なものとして定めるものであり、**各大学は教育課程を当該年限の在学期間による修了を標準として編成することが前提**とされていること。
- 課程の修了の認定は、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、**厳格な成績評価に基づき適切に行うべきもの**であること。
- 情報公表を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、**幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成していくことが重要**であること。

公表事項	左記と併せて公表することが考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」： <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者（満期退学者を除く。）の割合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準修業年限</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「その他学位授与の状況に関すること」として、下記の事項を想定： <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合</li> <li>・標準修業年限以内で修了していない上記以外の者（長期履修学生や留年者等）の割合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退学した者の内訳として、博士課程における満期退学者の割合</li> <li>・標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）などが考えられるほか、大学の実情に応じて記載） ※個人情報への配慮が必要</li> <li>・修了していない原因ごとの割合 ※個人情報への配慮が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の年度に修了した者のうち、学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位取得に要した平均年数</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文博士の授与状況</li> </ul>
公表が推奨される事項	左記と併せて公表することが考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了者のキャリアパスの具体的な事例</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業認定・学位授与の方針や、学修の成果及び学位論文に係る評価の基準、授業及び研究指導の方法・内容・計画等の情報と関連付けた公表</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各数値について、大学としてどのように評価し、今後どのようにその結果への対応を図る予定かといった分析・解説</li> </ul>	

※改正後の学校教育法施行規則第172条の2第3項第2号において公表するものとされている「大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること」として公表すべき事項としては、従前と同様、学位論文が満たすべき水準に加えて、例えば、審査委員の体制、審査の方法及び項目等も期待されており、「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和元年9月26日付け元文科高第380号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、引き続き適切に対応すること。

### 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

#### (1) 教育研究の「質」の更なる高度化

##### 1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
    - 教学マネジメント指針の見直し
    - 同時履修科目の絞り込み促進
    - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
  - 「**出口における質保証**」の促進
    - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
    - 成績優秀者への称号授与 等
  - 高大接続を踏まえた大学入学選抜等の改善
  - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し等
    - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
  - 認証評価制度の見直し**
    - **教育の質(在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか)を数段階で評価する新たな評価制度への移行**

##### 2 多様な学生の受入れ促進(外国人留学生や社会人等)

- ア. 多様な学生の受入れ促進
- 多面的・総合的な入学選抜の推進
  - 転編入学等の柔軟化
    - 転編入学の増加を図るための**定員管理の見直し** 等
  - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進
    - 留学生の**定員管理方策の制度改善** 等
    - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
- 教育環境の整備
    - 産業界と連携した教育プログラム開発
  - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の維持・向上
- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
    - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**に向けた検討 等

##### 3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
    - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
  - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
    - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)** 等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
    - 社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

##### 4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
  - 研究開発マネジメント人材の量的不足解消・質向上
  - 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
  - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
  - 形式的な会議の見直し 等

##### 5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
  - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなプラットフォーム(新プラットフォーム(仮称))**の構築
- 全国学生調査の活用促進

